中田 好泰

## 1. 授業の概要(ねらい)

本授業は、民法各分野の知識を基礎にして教科書の設問を検討することにより、事例を分析する能力を高め、公務員試験など各種資格試験に対応できる力を養うことを目的としています。

分野としては契約総論・各論を取り上げます

授業では、基礎的な知識を確認しながら論述の組立てを板書して理解を深めていきます。 設問を踏まえながら民事裁判や弁護実務の模様も適宜言及します。

#### 2. 授業の到達目標

公務員試験などの各種資格試験に対応できるよう知識を確認し事案分析能力を養うこと。 具体的な事例に対して条文や原理原則を当てはめて解決する能力を身に付けること。

## 3. 成績評価の方法および基準

定期試験(100%)

試験に際しては、教科書・参考書・ノート類、六法などの持ち込みを許可します。 試験の形式は、①知識を確認する正誤問題(4問~5問)、②簡潔な事例問題(1問)を出題します。

### 4. 教科書·参考文献

# 教科書

千葉恵美子·潮見佳男·片山直也編 『Law Practice民法Ⅱ【債権編】』(第4版) 商事法務 参考文献

中田裕康·潮見佳男·道垣内弘人編 『民法判例百選Ⅱ債権[第8版]』(2018) 有斐閣

### 5. 準備学修の内容

教科書は、具体的な事例を設定して解説を行う形でまとめられています。

事前に、各事例の中でポイントと思われる箇所をノートに抜粋し、解説に関しても同様に簡潔なまとめを作成することが 肝要です。

授業中は、基礎的な知識の確認や論述の組立てを板書します。板書内容を事前の抜粋やまとめと比較することで、より 一層事案に対する理解が深まるものと考えます。

### 6. その他履修上の注意事項

民法分野のうち民法総則・物権法総論が特に密接に関係するので知識の再確認が必要です。

各種資格試験への対応を念頭においていますが、事例分析能力の向上を目指しますので、法的感覚を磨くことを目標と する学生諸君の参加も希望します。

教科書の重要な箇所については授業内で適宜言及します。その点のチェックと板書内容を記載したノートで定期試験は対応できるよう配慮しています。その点に留意して授業に臨まれることが肝要です。

## 7. 授業内容

【第1回】 ガイダンス

(授業の進め方、民法の事例問題への対応、試験等について説明します)

【第2回】 解除の要件

(契約解除が認められるための要件~債務不履行が債務者の責めに帰することのできない事由によるものであるとき~債務不履行が軽微であるとき)

【第3回】 解除と原状回復・損害賠償

が開いたがい口は、ほどがは、使用利益の返還および損害賠償~滅失した本件機械に代わる価額返還~使用利益の返還

【第4回】 特定物売買と手付

(手付の性質~手付解除の方法~履行の着手)

【第5回】 売買の危険負担

(売買における危険負担~債権者主義の不都合~目的物支配の内容~他人物売買と危険負担~二重売買と危険 負担)

【第6回】 数量不足を原因とする責任

(数量不足の法的性質~数量不足が契約不適合となる場合~買主の権利~損害賠償の範囲)

【第7回】 売買目的物の種類・品質に関する契約不適合責任

(売買目的物に関する契約不適合責任とその救済手段〜目的物の契約不適合の意義〜目的物の契約不適合に 関する買主の救済手段〜目的物の種類・品質に関する契約不適合を理由とする買主の権利についての期間制限)

【第8回】 転貸借

(賃貸人の転借人に対する明渡請求権の根拠~原賃貸借契約の債務不履行解除の可否~原賃貸借契約の終了と転貸借契約の帰趨)

【第9回】 賃貸目的物の所有権の譲渡

(所有権に基づく返還請求~不動産占有権原に基づく対抗可能性)

【第10回】 賃貸借契約の終了:信頼関係破壊の法理

(債務不履行を理由とする賃貸借契約解除の根拠~債務不履行を理由とする契約解除権の制限~信頼関係が破壊されたか否かの基準)

【第11回】 請負における契約不適合責任

(仕事の未完成と契約不適合~同時履行の抗弁~相殺の抗弁~解除の主張)

【第12回】 不法行為の成立要件:権利侵害

(判例~不法行為の成立要件との関係~契約責任との関係) 不法行為の成立要件:過失・因果関係

【第13回】 不法行為の成立要件:過失・因果関係 (不法行為に基づく損害賠償請求権の成立要件~故意・過失~因果関係の存在~損害の発生)

【第14回】 総復習①

【第15回】 総復習②